

秋田市公告

市有財産の売払いについて次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき、公告する。

令和7年6月6日

秋田市長 沼 谷 純

1 入札に付する事項

以下の物件を個別に入札に付し売り払う。詳細については、紀尾井町戦略研究所株式会社が提供するインターネット公有財産売却システム（以下、「売却システム」という。）による。

区分番号	物 品 名	※予定価格 (円)	入札保証金 (円)
物件1	2tダンプトラック 1台	10,000	1,000

※予定価格とは、あらかじめ秋田市が定めた最低売却価格をいう。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

以下のいずれかに該当する場合は、一般競争入札に参加できないものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号又は第2項各号に該当すると認められる者
- (2) 個人にあつては、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）に該当すると認められる者。また、法人にあつては、役員等（法人の役員又はその支店もしくは営業所等を代表する者をいう。）が暴力団員に該当すると認められる者
- (3) 秋田市建設部道路維持課が定める「秋田市建設部道路維持課公有財

産売却ガイドライン」およびK S I 官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、順守できない者

(4) 公有財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合で、これらの資格などを有していない者

(5) 日本語を完全に理解できない者

(6) 日本国内に住所、連絡先がいずれもない者

(7) 18歳未満の者

3 一般競争入札の参加申込みに関する事項

(1) 参加仮申込み

一般競争入札に参加しようとする者は、売却システムの売却物件詳細画面から、住民登録などされている住所および氏名（参加者が法人の場合は、商業登記簿に登録されている所在地、名称および代表者氏名）を参加者情報として登録し、参加仮申込みを行うこと。仮申込期間は、令和7年6月6日（金）午後1時から同月23日（月）午後2時までとする。

(2) 参加本申込み

仮申込みを行った上で、秋田市ホームページから「公有財産売却一般競争入札参加申込書兼誓約書」を印刷し、必要事項を記入し押印後、秋田市建設部道路維持課に提出すること。本申込期間は、令和7年6月6日（金）午後1時から同月23日（月）午後2時までとする。

4 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、秋田市が定めた入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金はクレジットカードによる納付とし、手続は売却システム上で行うものとする。

(3) 落札者が納付した入札保証金は、契約締結時に契約保証金へ全額充当する。

(4) 落札者が契約締結期限までに契約を締結しない場合、その落札を無効とし、入札保証金は返還しない。

(5) 落札者以外が納付した入札保証金は、入札終了後に全額返還する。

5 現地見学会

売却物品の見学を希望する者は、見学希望日の2日前までに秋田市建設部道路維持課橋りょう担当に連絡すること。

(1) 開催日時

令和7年6月6日（金）から同月23日（月）まで。ただし土曜日および日曜日を除く、午前10時から午前11時までの期間

(2) 開催場所

秋田市八橋本町六丁目12番1号（道路維持課敷地）

6 入札に関する事項

(1) 入札者の条件

入札保証金の納付が完了した会員識別番号（ログインID）でのみ入札が可能である。

(2) 入札の方法

入札の方法は「入札形式」とし、入札は一度のみ可能である。入札者は、売却システム上で入札価格（消費税および地方消費税を含む。）を入力するものとし、一度行った入札は、入札参加者の都合による取消し又は変更はできない。

(3) 入札期間

令和7年7月8日（火）午後1時から同月15日（火）午後1時まで

7 落札者の決定方法

入札期間終了後、秋田市は開札を行い、売却区分（公有財産売却の財産の出品区分）ごとに、売却システム上の入札において、入札価格が予定価格（最低落札価格）以上でかつ最高価格である入札者を落札者として決定する。ただし、最高価格での入札者が複数存在する場合は、くじ（自動抽選）で落札者を決定する。

なお、落札者の決定に当たっては、落札者のログインIDに紐づく会員識別番号を落札者の氏名（名称）とみなす。

8 契約に関する事項

(1) 秋田市と落札者は、令和7年7月22日（火）午後5時までに契約を締結するものとする。

(2) 秋田市は、落札者に対し電子メールなどにより契約締結に関する案内を行い、落札者と契約を交わす。契約の際には秋田市から契約書を送付するので、次の書類を添付して秋田市が指定する契約締結期限までに提出すること。

ア 住民票の写し、法人の場合は商業登記簿謄本（いずれも発行から3か月以内のもの）

イ 必要事項を記入した「保管依頼書」

ウ 秋田市が契約書を送付する際に別途指示する必要書類

(3) 落札者が契約締結期限までに契約しなかった場合は、売却の決定が取り消され、財産の所有権は落札者に移転しない。また、納付された入札保証金は返還しない。

(4) 契約締結後に発生した破損など秋田市の責に帰すことのできない損害の負担は落札者が負い、損害賠償や売払代金の減額を請求することはできない。

9 売払代金の納付

(1) 納付が必要となる売払代金の残金は、落札金額から事前に納付した契約保証金（契約保証金に充当した入札保証金）を差し引いた金額とする。

(2) 落札者は、納付期限までに秋田市が用意する納付書又は秋田市が指定する銀行口座への振込により、売払代金の残額を納付しなければならない。

(3) 納付期限は令和7年7月29日（火）午後2時30分とする。

10 売却物品の引渡し

(1) 引渡しの際は、必要事項を記入した「売買物件受領書」を提出すること。

(2) 引渡しに係る費用は、落札者が負担すること。

(3) 売却物品は、現況有姿により引き渡すものとする。

(4) 一度引き渡された物品は、いかなる理由であっても返品や交換はできない。

11 権利移転について

- (1) 落札者は、「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局又は自動車検査登録事務所に当該自動車を持ち込んでの手续が必要である。
- (2) 譲渡証明書に記載する譲受人の名義は、落札者本人とすること。
- (3) 自動車に「秋田市」の他関連する仕様の表記がある場合は、その表記を消除し、消除したことが分かる写真を秋田市に送付すること。
- (4) 登録完了後は所有権が移転したことが分かる書類（車検証、登記識別情報通知書等）の写しを秋田市に提出すること。
- (5) 権利移転に伴う費用は落札者の負担とする。
- (6) 自動車取得税および自動車税は落札者が自ら申告、納税すること。

12 書類の提出先および連絡先

〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号

秋田市建設部道路維持課橋りょう担当

電話番号 018-888-5751（直通）